

|                                                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;"><b>窓口番号案内システム導入・運用保守業務委託及び<br/>窓口番号 WEB システム利用契約の制限付一般競争見積合わせに関する注意事項</b></p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

1 見積金額の記載方法

見積金額はシステム導入費、運用保守費及び WEB システム利用料の 3 点で算出してください。なお、それぞれの単価（システム導入費については一式、運用保守費及び WEB システム利用料については月額）には、契約を履行するために必要な経費一切を含むものとします。

見積書に記載する金額には、消費税等相当額を含まないでください。

金額の訂正はしないでください。

金額の頭に「¥」記号をつけてください。

2 契約業者の決定方法

- (1) 開札の結果、有効な見積書のうち、見積金額の合計が予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た金額の範囲内であり、かつ全契約期間金額計算欄の合計が最低金額の者を契約予定業者とします。
- (2) 契約予定業者の見積書のシステム導入費、運用保守費及び WEB システム利用料の各項目の金額が、予定価格の各項目の金額に 110 分の 100 を乗じて得た金額を下回っていればその単価を採用し、上回った場合はその項目について減価交渉を行います。
- (3) 落札となるべき価格の見積をした者が複数の場合、抽選して落札者を決定します。

3 契約金額

契約金額は、見積書に記載されたシステム導入費一式の単価、運用保守費の月額単価及び WEB システム利用料の月額単価に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額とします。なお、契約金額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

4 契約保証金

契約保証金は、免除された場合を除き、契約金額の 5 % 以上の金額を現金又は銀行保証小切手により契約締結日までに納付してください。

なお、契約業者が保険会社との間に高槻市を被保険者とする履行保証保険契約を締結するときは、契約保証金を納入する必要はありません。

5 その他

- (1) 見積合わせ日には、契約の際に使用する印鑑（使用印鑑届にて、見積合わせ・契約等の際に使用する印鑑として本市に届け出ている印鑑）を持参してください。

なお、代理人による見積合わせの場合には、委任状及び代理人の印鑑を忘れないよう、注意してください。

- (2) 見積合わせの参加者は、見積合わせに際し、担当職員の指示に従い、円

滑な見積合わせに協力し、いやしくも不穏当な言動等により、正常な見積合わせの執行を妨げたり、他の参加者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に公共機関に役務を提供するにふさわしい参加者としての態度を保持してください。

(3) 指定された時間を厳守してください。

(4) 見積合わせの参加者が1者となった場合、見積合わせは執行しません。